

第79回国民スポーツ大会（第80回冬季大会）中国ブロック大会 競技運営費 支出基準

対象科目	内容	基準（上限）	提出する証拠書類	留意事項	対象外経費
(1) 報償費 (謝金)	<ul style="list-style-type: none"> 大会に関わる役員等への謝金 医師：50,000円/日・名 看護師：12,000円/日・名 大会役員：9,000円/日・名 競技役員：9,000円/日・名 審判員：9,000円/日・名 補助員等：2,000円/日・名 <p>※上記金額を対象経費の上限額とする。上限額を超えた経費は対象外経費に計上すること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 下記の①または②のいずれかと③を提出 ①実行委員会が定める領収書（様式4号関係） ②振込証明書（振込明細書等） ※振込により支払いをする場合は、振込を証明できる書類（振込明細等）と受給者からの請求書（様式5-2号）を併せて提出すること ③「報酬・料金等の所得税徴修高計算書（写）領収証書」 ※税務署に納税後、発行される納税証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 支給団体名は、各競技団体名とする。 領収書は必ず住所・氏名を本人の自筆により記載すること。 ※住所は県名から番地まで記載すること。 ※訂正する場合は訂正箇所を二重線で消し、受領者本人の訂正印を捺印すること。 謝金の対象日は、競技実施日の他、競技別実施要項で定める公式練習、その他競技運営上必要な前日準備等を含むものとする。 実施競技団体責任の下必ず源泉徴収を行うこと。 ※源泉徴収額等については、所管税務署の指導に基づき処理すること。 振込をする際は、必ず受給者本人の名義口座に振り込むこと。 ※未成年等の理由で受給者が本人名義の口座を所持していない場合は、保護者の名義口座も認める。その場合は、委任状を併せて提出すること。 謝金の対象は高校生以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 実行委員会が定める様式でない領収書 受領日の記載がないもの 本人の自筆でないもの その他不備があると認められる領収書等 源泉徴収がされていない領収書 日当として支払った経費
(2) 交通費	<ul style="list-style-type: none"> 大会に関わる役員等への交通費 	<ul style="list-style-type: none"> 実情に応じた額（鉄道料金、バス代等） 車賃で支払いをする場合は25円/kmを上限に算出できるものとする。 各団体で交通費の規定（基準）がある場合は、それに準ずること。 	<ul style="list-style-type: none"> 業者が発行する領収書または振込証明書（振込明細書等） ※振込証明書の場合は、振込口座の分かる証拠書類（請求書等）を添付すること。 実行委員会が定める領収書（様式4号関係） 	<ul style="list-style-type: none"> 業者が発行する領収書名は、各競技団体名とする。 ※各競技団体名での取得が困難な場合は、領収書氏名が大会に関わる役員名であれば対象とする。その場合、役員名簿を提出すること。 ※その他、各競技団体名での取得が困難な場合は、実行委員会に予め問い合わせること。 各団体の旅費規程で支払いをする場合は、その根拠となる規定等を添付すること。 車賃で支払いをする場合は、出発地（自宅または勤務地）から会場の往復距離を対象とする。 対象日は、競技実施日の他、競技別実施要項で定める公式練習、その他競技運営上必要な前日準備等を含むものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 出発前ガソリン代 金券ショップで購入したチケット 株主優待券、回数券 プリペイドカードの購入またはチャージ料 実行委員会が定める様式でない領収書 実行委員会が定める領収書で謝金と併せて支払いをする場合、源泉徴収がされていない領収書
(3) 宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> 大会に関わる役員等への宿泊費 	<p>1泊（税込み） 16,500円/日・名</p> <p>※上記金額は補助対象の上限額とする。上限額を超えた部分の経費は対象外経費に計上すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業者が発行する領収書または振込証明書（振込明細書等） ※振込証明書の場合は、振込口座の分かる証拠書類（請求書等）を添付すること。 ※領収書等の証拠書類には、必ず泊数・金額・泊人数が分かるよう記載があること。 	<ul style="list-style-type: none"> 業者が発行する領収書名は、各競技団体名とする。 ※各競技団体名での取得が困難な場合は、領収書氏名が大会に関わる役員名であれば対象とする。その場合、役員名簿を提出すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 明細が不明な領収書
(4) 食糧費	<ul style="list-style-type: none"> 大会に関わる役員等への食糧費 	<ul style="list-style-type: none"> 昼食代（弁当含む） 1,100円/日・名 ※上記金額を対象経費の上限額とする。上限額を超えた経費は対象外経費に計上すること。 朝食代（※留意事項） 夕食代（※留意事項） 飲料代 熱中症対策として認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 業者が発行する領収書または振込証明書（振込明細書等） ※振込証明書の場合は、振込口座の分かる証拠書類（請求書等）を添付すること。 スーパーやコンビニ、ホームセンター等で購入をした際はレシートで報告すること。 <p>【注】品名、個数が不明な領収書は対象外とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ホテルで食事を伴わない場合は、16,500円を上限として夕食代・朝食代を対象経費に計上することが出来ることとする。 ※上記上限額を超えた経費については対象外経費に計上すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 懇親会代 酒類を伴う食事代 お土産代 その他、ふさわしくないと判断される領収書

対象科目	内容	基準（上限）	提出する証拠書類	留意事項	対象外経費
(5) 燃料費	<ul style="list-style-type: none"> ガソリン代 灯油代 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 実費 	<ul style="list-style-type: none"> 業者が発行する領収書または振込証明書（振込明細書等） ※振込証明書の場合は、振込口座の分かる証拠書類（請求書等）を添付すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 旅費に係るガソリン代は交通費で計上すること 	<ul style="list-style-type: none"> プリペイドカードの購入またはチャージ料
(6) 印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 競技別プログラム代（印刷・製本） コピー代 看板作成代 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 実費 	<ul style="list-style-type: none"> 業者が発行する領収書または振込証明書（振込明細書等） ※振込証明書の場合は、振込口座の分かる証拠書類（請求書等）を添付すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 印刷に係るインク代、用紙代は消耗品で計上すること。 看板作成に係る材料費（木材等）も対象とし、印刷製本費で計上すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 明細が不明な領収書
(7) 消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> 大会運営に関わる消耗品 	<ul style="list-style-type: none"> 実費 ※単価 100,000 円未満 	<ul style="list-style-type: none"> 業者が発行する領収書または振込証明書（振込明細書等） ※振込証明書の場合は、振込口座の分かる証拠書類（請求書等）を添付すること。 スーパーやコンビニ、ホームセンター等で購入をした際はレシートで報告すること。 【注】品名、個数が不明な領収書は対象外とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 単価が 100,000 円を超える物品については、備品で計上すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 明細が不明な領収書
(8) 通信費	<ul style="list-style-type: none"> 郵券代 郵送代 FAX 等の送信代 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 実費 	<ul style="list-style-type: none"> 業者が発行する領収書または振込証明書（振込明細書等） ※振込証明書の場合は、振込口座の分かる証拠書類（請求書等）を添付すること。 		<ul style="list-style-type: none"> 明細が不明な領収書
(9) 運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 競技用具等の運搬費 	<ul style="list-style-type: none"> 実費 	<ul style="list-style-type: none"> 業者が発行する領収書または振込証明書（振込明細書等） ※振込証明書の場合は、振込口座の分かる証拠書類（請求書等）を添付すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ＜運搬を業者に依頼した場合＞ ・領収書のほか、見積書または請求書を添付すること ＜レンタカーを借り上げた場合＞ ・レンタカー代、ガソリン代、ETC 代を運搬費で計上すること。 ＜個人の車等を借り上げた場合＞ ・ガソリン代、ETC 代を運搬費で計上すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 明細が不明な領収書
(10) 手数料	<ul style="list-style-type: none"> 振込手数料 	<ul style="list-style-type: none"> 実費 	<ul style="list-style-type: none"> 振込証明書（振込明細書等） 	<ul style="list-style-type: none"> 振込名義は各競技団体名とする。 ※振込名義が大会に関わる役員、運営事務員名であれば対象とする。その場合、役員名簿等を提出すること。 	
(11) 保険料	<ul style="list-style-type: none"> 大会に関わる役員等への保険料 その他の保険料 	<ul style="list-style-type: none"> 実費 	<ul style="list-style-type: none"> 保険内容、掛金の分かる証明書（契約書等） 業者が発行する領収書または振込証明書（振込明細書等） ※振込証明書の場合は、振込口座の分かる証拠書類（請求書等）を添付すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 振込名義は各競技団体名とする。 ※振込名義が大会に関わる役員、運営事務員名であれば対象とする。その場合、役員名簿等を提出すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 監督、選手に係る保険料
(12) 使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> 競技会場使用料 設備使用料 諸会議等の会場使用料 競技機材借上料 駐車場借上料 仮設テント等借上料 その他 ※冷・暖房代含む 	<ul style="list-style-type: none"> 実費 	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理者が発行する領収書または振込証明書（振込明細書等） ※振込証明書の場合は、振込口座の分かる証拠書類（請求書等）を添付すること。 使用許可書や請求書等、使用明細が記載されている証拠書類。 	<ul style="list-style-type: none"> ＜会場使用料・会場設備使用料＞ ・領収書名は、各競技団体名とする。 ・領収書または証拠書類には、「使用年月日」「ブロック大会会場使用料」であることが明確に分かる記載があること。 ＜例＞「〇年〇月〇日 第79回中国ブロック大会 〇〇競技 体育館使用料として」 ・使用明細には、使用設備の金額や単価等の詳細が記載されていること ＜機材・備品借上料＞ ・1件 200,000 円（税込）以上の場合は、原則3社以上の見積り合わせにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。200,000 円以下の場合は、請求書でも可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細に記載がされていない領収書または明細書 ※明細が不明な場合は対象外とする。

対象科目	内容	基準（上限）	提出する証拠書類	留意事項	対象外経費
(13) 備品費	・競技用備品	・実費 ※単価もしくは1セット 100,000円以上の物	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 ・※見積書 ・納品書 ・請求書 ・領収書または振込証明書（振込明細書等） ※見積書については下記の基準で取得すること 2社：100,000円～200,000円まで 3社以上：200,000円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・1件 200,000円（税込）以上の場合、原則3社以上の見積り合わせにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。200,000円以下の場合、請書でも可能とする。 	